

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和4年度森林異動情報抽出業務委託
- (2) 業務の概要 仕様書による
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和5年3月10日まで
- (4) 委託場所 盛岡市内丸10番1号

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県が定める令和4・5年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。
- (4) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 過去5カ年以内に、国又は地方公共団体の森林計画図の作成若しくは修正に係る業務又は林地台帳整備業務の契約を締結し、かつ、履行した実績がある者であること。
- (7) ISO27001 又は JISQ27001（情報セキュリティーマネジメントシステム）の資格を有するものであること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査等に必要書類として、次の書類を令和4年8月31日（水）午後5時までに、13(2)の場所に1部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 2の(6)の業務実績を有することを証明する資料
 - ウ 2の(7)の資格を有することを証明する資料
- (2) 3(1)の書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された書類は、岩手県において審査するものとし、基本的仕様及び特質等が満たされると判断したもののみ、参加対象とする。
- (4) 審査結果は、令和4年9月2日（金）までに入札参加資格確認申請書に記載された担当者にファックス又はインターネットメールアドレスへの送信により通知する。

4 入札の方法等

- (1) 1(1)について総価で入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。なお、郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月5日（月）午前9時30分

(2) 場所

岩手県庁舎 P-3会議室

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、「岩手県知事」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名（業務名）

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第100条（平成4年岩手県規則第21号）の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切るものとする。

12 契約に関する事項

(1) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。

(2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

(3) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

(4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が当該業務に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地、仕様書に関する照会先

岩手県 農林水産部 森林整備課 計画担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号 019-629-5782